

鳥取県建設業者等立入検査実施要領

(目的)

第1条 建設工事における適正な施工体制、契約状況を確保するため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第31条の規定による立入検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査対象業者)

第2条 検査対象業者は、県内で建設業を営む者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度に実施した建設工事下請取引等点検調査において是正状況報告を求めた者のうち、元請下請関係の適正化を図るために検査を行うことが必要であると認められる者
- (2) 法第30条の規定による不正事実の申告があり、検査を行うことが必要であると認められる者
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の規定による通知があり、検査を行うことが必要であると認められる者
- (4) 法の規定に違反すると疑うに足りる事実がある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、検査を行うことが特に必要であると認められる者

(検査方法)

第3条 立入検査は、検査対象業者の営業所等に立ち入り、聞取りを行うものとし、必要に応じて書類の徴取を行うものとする。

(検査の通知)

第4条 知事は、原則として検査を行う5日前までに、検査対象業者に対し、検査日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急に検査を行う必要があるときはこの限りでない。

(検査の立会)

第5条 検査は、検査対象業者の代表者等責任者の立会のもと行わなければならない。

(検査の停止等)

第6条 検査員は、検査対象業者による検査の妨害等、検査の実施や継続が困難であると認められるときは、検査を停止し、直ちに上司に報告してその指示を受けなければならない。

(事後措置)

第7条 知事は、検査の結果、建設工事の適正な施工を確保する必要があると認めるときは、法第41条の規定による文書指導を行うものとし、1か月以内の期限を設けて是正状況報告を求めるものとする。

2 知事は、第1項の規定にかかわらず、検査対象業者に建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（平成17年9月7日建管-1238。以下「監督処分基準」という。）に該当する事実が認められるときは、建設業法の規定に基づき監督処分を行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。